

議案第 15 号

志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市地域拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市民の交流及び地域の活性化に寄与するために、志摩市地域拠点施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
間崎いきいきセンター	志摩市志摩町和具 4496 番地 2
菜の花館	志摩市阿児町神明 642 番地 1

(休館日)

第 3 条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(利用時間)

第 4 条 施設の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用対象者)

第 5 条 施設を利用することができる者は、市内に住所を有する者のほか、市長が適当と認めた者とする。

(使用料)

第 6 条 施設の使用料は、無料とする。

(利用の許可)

第 7 条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設又は設置器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 前条の規定に基づく利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (2) 前項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(目的外利用等の禁止)

第 9 条 第 7 条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を許可目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第 10 条 施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設を臨時に開館し、若しくは休館し、又は施設の利用時間を変更することができる。

- 3 第 1 項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条中「市長」とあるのは「市長の承認を得て指定管理者」と、第 7 条、第 8 条及び第 12 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の業務)

第 11 条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用許可に関する業務
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務
- (原状回復の義務)

第 12 条 利用者は、その利用を終了したときは、市長の指示に従い、設備及び附属器具等を原状に回復しなければならない。第 8 条第 2 項の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止させられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者は、建物、設備又は附属器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(志摩市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 志摩市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 145 号)は、廃止する。